

◆PTA役員組織表は省略しています。また、個人名は**で表記しています。PTA総会で配布される議案書には記載されています。

令和3年度 双葉中学校	
P T A 総 会	
令和3年5月15日(土)	
1 学習参観 (各教室)	【 9 : 5 0 ~ 1 0 : 4 0 】
2 PTA総会 (体育館)	【10 : 5 5 ~ 1 1 : 3 5】
(1) 開会の言葉 (2) 会長・校長挨拶 (3) 令和2年度 事業報告・会計報告 (4) 令和3年度 活動方針 (案) (5) 令和3年度 事業部活動計画・会計予算 (案) (6) 閉会の言葉	
3 学習参観 (各教室)	【11 : 5 0 ~ 1 2 : 4 0】

令和3年度 P T A 役員組織表 (略)

令和2年度 P T A 事業報告

月	日	曜	事業・会合等	備考
4	17	金	学年部員選出	
	23	木	企画委員会・事業部会・学年部会	→中止
5			PTA総会 (書面報告)	活動方針・事業計画・予算案等
6			親子ひびきあい活動	→中止
7	31	金	広報『双中PTA』発行	広報部
9	24	木	体育大会駐車場案内	文化体育部
10			米原市PTA教育講演会	→中止
11	14	土	教育講演会 (ふたばの日)	レイクスターズ講演
	26	木	企画委員会・評議員会	次年度役員選出について
2	4	木	本部役員会	次年度役員承認・事業部長選出
3	17	水	企画委員会	→中止

【事業部活動】

校外指導部	部長：**	学校代表：**
○原則として毎月第3水曜日、午後3時から30分間、億谷商店前付近から近江公民館付近にかけての交通指導を行った。		

文化体育部	部長：**	学校代表：**
○体育大会当日に駐車場係を担当し、体育大会の支援を行った。		

研修部	部長：**	学校代表：**
○米原市PTA教育講演会に参加を予定していたが中止となった。 ○ふたばの日の教育講演会の講師料を援助した。		

広報部	部長：**	学校代表：**
○広報『双中PTA』を1学期終業日に発行した。		

【学年部】

ひびきあい活動を実施せず

令和2年度 P T A会計報告

令和2年度 双葉中学校 P T A会計報告

収入の部

項目	本年度予算額	収入済額	比較	備考	
会費	保護者	558,000	557,100	-900	前期310名分、後期309名分
	教職員	46,800	46,800	0	前期28名分、後期28名分
繰越金	246,533	246,533	0		
雑収入	1,000	3,802	2,802	利息、市PTA連絡協議会より	
合計	852,333	854,235	1,902		

支出の部

項目	本年度予算額	支出済額	予算残額	備考	
会議費	5,000	1,031	3,969	お茶代	
事務費	55,000	52,308	2,692	連絡封筒、再生紙、文具類	
旅費	5,000	0	5,000		
事業部費	校外指導部費	30,000	11,292	18,708	交通安全のぼり 等
	文化体育部費	10,000	0	10,000	
	研修部費	100,000	100,770	-770	親子研修会費
	広報部費	50,000	26,400	23,600	広報誌発行費
学年部費	1年部費	120,000	119,990	10	ゼッケン・はちまき 等
	2年部費	120,000	116,900	3,100	進路コンパス・ゼッケン 等
	3年部費	120,000	118,725	1,275	卒業記念品・傷害保険（体験入試）等
分担金	60,000	55,275	4,725	県・市P会費	
慶弔費	30,000	0	30,000		
予備費	147,333	30,000	117,333	ビデオカメラ	
合計(b)	852,333	632,691	219,642		

残金(来年度繰越金) 221,544 円

監査の結果、収支ともに正確であり証拠書類もよく整備されていることを認めます。

令和3年3月31日

会計監査員

印

印

令和3年度 P T A活動方針（案）

スローガン	「思いやり、感謝、挨拶、笑顔を引き出すPTA」
-------	-------------------------

1 基本方針

- (1) 子どもたちが健全に成長を図り、変化の激しい時代を乗り越え、輝かしい未来を切り拓いていけるよう、学校・地域・保護者が連携し、協働できるよう取り組む。
- (2) 双葉中学校のPTA組織を、核家族化や共働き家庭の増加などの時代変化に対応した、新しい形へと見直しを進める。

2 具体的方針

- (1) ①子どもたちの健全な成長を図るために、学校・地域社会・家庭が連携を密にし、自ら学び、豊かな心を持ち、たくましく生きる生徒の成長を支援する。
 - ②支部活動を通じ、地域における安心安全な環境の整備充実を図るとともに、地域活動への積極的な参画に努める。
 - ③親と学校や地域社会との連携のもとに人権教育の充実に努める。
 - ④各種の行事を通じて、会員相互の親睦と研修に努める。
- (2) ①子どもたちや会員にとって意義のあるものかを考え、事業部の活動内容を見直していく。
 - ②現行の組織を令和4年度末に解散し、令和5年度から新しい形の組織をスタートさせる。

《参考》

○組織見直しの理由

◇現行の組織や活動の行き詰まり

- ・核家族化や共働き家庭、ひとり親家庭の増加による子育て世代の多忙化
- ・働き方改革による教員の事務作業軽減の必要性
- ・輪番やくじによる役員選出
- ・一部役員や教員への加重負担
- ・前年踏襲の活動実態
- ・任意加入組織に対する強制加入の問題
- ・個人情報取り扱いの難しさ

◇「PTA役員選考委員会規則」の令和5年度（2023年度）からの改訂の必要性

- ・令和元年度（2019年度）の評議員会で、「2023年度から新しい役員選出方法を実施できるように検討や告知をしていく」と議決されています。

◇合同支部分離の要望

◇支部別会員数の極端な差違

○組織見直しに向けての日程（予定）

- ◇令和3年度（2021年度）夏を目処に事務局が原案を企画委員に提示・検討
- ◇令和3年度（2021年度）秋を目処に評議員会で検討・議決
- ◇令和4年度（2022年度）のPTA総会で提案・承認
- ◇令和5年度（2023年度）から新しい形の組織でスタート

令和3年度 P T A事業部活動計画（案）

【事業部活動】

校外指導部	部長：**	学校代表：**
○5～10月に毎月1回、水曜日の午後3時から30分間、億谷商店前付近から近江公民館付近にかけての交通指導を行う。		
文化体育部	部長：**	学校代表：**
○体育大会当日に駐車場案内を担当し、体育大会の支援を行う。		
研修部	部長：**	学校代表：**

- 米原市PTA教育講演会に参加する。
- ふたばの日の教育講演会の講師料を援助する。

広報部	部長：**	学校代表：**
○例年発行していた『双中PTA』は、今年度発行しない。		
○必要に応じて、PTA会員に対して情報提供を行う。		

【学年部活動】

- 学年ひびきあい活動を実施しない。
- *感染症の蔓延のため、今年度も学年ひびきあい活動は中止する。それに伴い、今年度は学年部員（学級委員）および学年部長等の選出を行わない。

令和3年度 PTA会計予算（案）

令和3年度 双葉中学校PTA会計予算（案）

収入の部

項目		前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	備考
会費	保護者	558,000	557,100	552,600	1,800×307名
	教職員	46,800	46,800	43,200	1,800×24名
繰越金		246,533	246,533	221,544	
雑収入		1,000	3,802	2,000	
合計(a)		852,333	854,235	819,344	

支出の部

項目		前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	備考
会議費		5,000	1,031	5,000	資料代等
事務費		55,000	52,308	55,000	封筒・ラベルシール・紙・インク等
旅費		5,000	0	5,000	役員旅費
事業部費	校外指導部費	30,000	11,292	20,000	交通安全のぼり・看板修理
	文化体育部費	10,000	0	0	
	研修部費	100,000	100,770	100,000	教育講演会（ふたばの日）
	広報部費	50,000	26,400	0	
学年部費	1年部費	120,000	119,990	120,000	学年活動援助
	2年部費	120,000	116,900	120,000	学年活動援助
	3年部費	120,000	118,725	120,000	学年活動援助
分担金		60,000	55,275	55,000	県P会費・市P会費・安全会費
慶弔費		30,000	0	20,000	
予備費		147,333	30,000	199,344	
合計(b)		852,333	632,691	819,344	

双葉中学校 P T A 会則

第1章 名称および事務所

第1条 本会は、双葉中学校 P T A と称し、事務所を双葉中学校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、保護者と教師が協力し、相互の理解と研修を深め、健全な生徒の育成と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3章 事業

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

1. 学校および家庭教育に関する理解を深め、その振興を図るための学習および実践に関する事業。
2. 校外生活指導の充実と、福祉の向上に関する事業。
3. 地域における教育環境の改善に関する事業。
4. 生徒の健康増進と、文化活動高揚に関する事業。
5. その他、必要と認める事業。

第4章 会員

第4条 本会の会員は、双葉中学校の保護者と、同校勤務の教職員をもってする。

第5条 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第5章 会計

第6条 本会に必要な経費は、会費その他の収入をもって支弁する。会費は、1、2学期はじめの月に分納するものとする。

第7条 本会の経理は、総会に報告され、承認を得なければならない。

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第9条 本会の役員は、次の通りとする。

- | | | | |
|------------|-------------------------------|------|---------------|
| 1. 会 長 | 1名 | | |
| 2. 副 会 長 | 2名 (男1名・女1名) | | |
| 3. 顧 問 | 若干名 | | |
| 4. 支 部 長 | 各字1名 | | |
| 5. 校外指導部員 | P会員各字若干名・T会員若干名 | | |
| | (P会員とは保護者、T会員とは学校教職員を指す。以下同じ) | | |
| 文化体育部員 | P会員各字若干名・T会員若干名 | | |
| 研 修 部 員 | P会員各字若干名・T会員若干名 | | |
| 広 報 部 員 | P会員各字若干名・T会員若干名 | | |
| 学 年 部 員 | P会員各学級若干名・T会員若干名 | | |
| 6. 校外指導部長 | 1名 | 同副部長 | 1名 |
| 文化体育部長 | 1名 | 同副部長 | 1名 |
| 研 修 部 長 | 1名 | 同副部長 | 1名 |
| 広 報 部 長 | 1名 | 同副部長 | 1名 |
| 学 年 部 長 | 3名 (各学年1名) | 同副部長 | 3名 (各学年1名) |
| 7. 評 議 員 | 20名 (各字支部長) | | |
| 8. 企 画 委 員 | 若干名 | | |
| 9. 事 務 局 長 | 1名 | | |
| 10. 会 計 | 1名 | 幹 事 | 若干名 (内1名は教職員) |
| 会 計 監 査 員 | 2名 | | |

第10条

1. 会長、副会長は、保護者会員の中から選出する。この場合、選考委員会で選出し、評議員会で決定する。
2. 顧問は、会長が委嘱する。
3. 支部長は、各支部（字）にて会員の互選による。
4. 校外指導部員、文化体育部員、研修部員、広報部員は、支部長が委嘱し、学年部員は各学級の互選による。
5. 校外指導部長、文化体育部長、研修部長、広報部長は、支部長が委嘱した委員の中から選出し、会長が委嘱する。
6. 学年部長は、各学年にて選出された学年部員の互選による。
7. 各事業部（校外指導部、文化体育部、研修部、広報部）および学年部の副部長は、各部長が委嘱する。
8. 企画委員会は、会長・副会長・学校長・教頭・各部長・事務局長をもって組織する。
9. 評議員会は、評議員および企画委員をもってする。
10. 会計・幹事・事務局長は、会長が委嘱する。
11. 会計監査員は、評議員会が委嘱する。
12. 役員選出における選考委員会は「双葉中学校PTA役員選考委員会規則」に則り運営する。

第11条 役員の任期は1ヶ年とし、補欠役員は前任者の残存期間とする。役員は任期満了のときでも、後任者が就任するまでは、その任務を行うものとする。但し、留任は妨げない。役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統理し、且つ、会議を招集し、議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
3. 顧問は、会長の諮問に応じ、会議で意見を述べることができる。
4. 支部長は、各字の会員を代表する。本会においては評議員となる。
5. 支部長事故あるときは、支部において代理人を選出し字の代表となる。
6. 部員は各部の中心となり、部活動の活発なる推進をはかる。
7. 部長は部を代表し、部の実践活動を推進する。副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、これを代理する。
8. 企画委員は、企画委員会を組織し、各事業・予算等の調整立案にあたる。
9. 事務局長は、本年の庶務を掌理し、文章・資産等を管理する。
10. 会計は、会のすべての金銭の収支を正確に記録し、監査を受けて総会に報告する。
11. 会計監査員は会計を監査する。
12. 会計・幹事は、会長の命を受け会務の運営に当たる。

第7章 会 議

第12条 総会は毎年1回以上開催し、全会員をもって編成され、この会の最高議決機関である。但し、急を要する場合は、評議員会をもって総会にかえることができる。この場合は、事後に総会の承認を得なければならない。企画委員会は、必要に応じて開催する。評議員会は、本会の事業・予算・決算・その他必要な事について協議する。部会は、各部長が招集し、事業の企画・実践について協議し、各字会員への連絡に当たる。会議は、すべて出席人数の半数以上の同意をもって議事を議決する。但し、出席人数が定数の半数に満たない時は、議事を議決することはできない。

第8章 弔 事

第13条 会員の弔事には、香儀を贈り会長が会葬する。香儀の額は、その都度会長と事務局で協議の上決定する。

第9章 会則の変更

第14条 この会則の改廃は、評議員会において決議し、総会の承認を受けなければならない。

付 則

- | | |
|----------------------------|----------------|
| 1. この会則は、昭和47年4月25日より実施する。 | 6. 平成 3年11月改正 |
| 2. 昭和55年 7月改正 | 7. 平成17年 5月改正 |
| 3. 昭和57年 7月改正 | 8. 平成18年 5月改正 |
| 4. 昭和58年 3月改正 | 9. 平成21年 5月改正 |
| 5. 平成 3年 5月改正 | 10. 令和 元年 5月改正 |

双葉中学校PTA役員選考委員会規則

第1条 目的

本規則は、双葉中学校PTA会則第10条の役員選出において、選考委員会の組織と運営について明確化することにより、公平で厳正な役員の選出を図ることを目的とする。

第2条 選考委員会の構成

- 1 選考委員会は次の通りとする。
PTA会長、副会長（2名）、および評議員とする。

第3条 役員候補者の人選

- 1 会長および副会長は、新年度1，2，3年生に在学する生徒の保護者とし、会長・副会長の任期は一年間とする。
- 2 該当支部長は、次の役員候補者を人選し、選考委員会に報告する。
 - ① 副会長（男性）
 - ② 副会長（女性）

選出にあたっては、下記の順序によるものとする。

年度	会長	副会長(男性)	副会長(女性)	地区A	多和田、能登瀬、日光寺、寺倉、岩脇
2018	地区A	地区D	地区E	地区B	新庄、箕浦、西円寺、リバティー近江、さくらヶ丘
2019	地区B	地区A	地区C	地区C	
2020	地区D	地区E	地区B	地区D	宇賀野、飯、世継、舟崎、高溝
2021	地区E	地区C	地区D	地区E	レイクサイド宇賀野、母の郷
2022	地区C	地区B	地区A		重町、サンライズ、グリーンタウン (高溝団地)、長沢、顔戸

第4条 新役員の選出

- 1 第3条により選出された候補者の中から人選し、本人の了知の上内定する。
- 2 本人の了知にあたっては、選考委員会委員長とPTA会長の連名の文書等により行うものとする。

第5条 改廃する場合は、評議員会の議決により決定し、次期総会において報告しなければならない。

付則 平成18年 一部改正
平成23年 一部改正
平成28年 一部改正
平成29年 改定
平成30年 一部改正
令和 元年 一部改正

【参考資料】学年部長の選出について
4月の学年部員選出後、速やかに学年部長を互選で選出し、直後の評議員会で承認を受ける。